

## 公益社団法人 会津青年会議所慶弔規程

- 第1条 正会員が結婚した場合には、10,000円の祝金を贈る。
- 第2条 正会員が死亡した場合には10,000円の香典と、10,000円程度の御供物を贈り、全正会員に死亡通知を事務局より通知する。
- 第3条 特別会員および名誉会員死亡の場合には、10,000円の香典を贈る。
- 第4条 正会員の配偶者、両親および子供が死亡した場合には、5,000円の香典を贈る。
- 第5条 同居している正会員の祖父母が死亡した場合には、3,000円の香典を贈る。
- 第6条 正会員および特別会員が30日以上入院および長期自宅加療を要する病気の場合には、5,000円程度の見舞品を贈る。
- 第7条 その他については理事会にて決定する。
- 第8条 本規程の改廃は理事会の議決による。  
但し、著しい社会情勢の変化があった場合は、理事会にて金額を決定する。

### 附 則

本規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。